

令和3年9月2日開会

定例市議会議案

草津市

提出議案

議第 64 号	令和2年度草津市一般会計歳入歳出決算	
議第 65 号	令和2年度草津市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	
議第 66 号	令和2年度草津市財産区特別会計歳入歳出決算	
議第 67 号	令和2年度草津市学校給食センター特別会計歳入歳出決算	
議第 68 号	令和2年度草津市介護保険事業特別会計歳入歳出決算	
議第 69 号	令和2年度草津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	
議第 70 号	令和2年度草津市水道事業会計利益の処分および決算の認定について……	2
議第 71 号	令和2年度草津市下水道事業会計利益の処分および決算の認定について…	4
議第 72 号	令和3年度草津市一般会計補正予算（第5号）	
議第 73 号	令和3年度草津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	
議第 74 号	令和3年度草津市財産区特別会計補正予算（第3号）	
議第 75 号	令和3年度草津市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	
議第 76 号	令和3年度草津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
議第 77 号	草津市個人情報保護条例の一部を改正する条例案……………	6
議第 78 号	草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例案……………	8
議第 79 号	草津市立幼稚園条例の一部を改正する条例案……………	10
議第 80 号	草津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例案……………	12
議第 81 号	市道路線の認定につき議決を求めることについて……………	18
議第 82 号	市道路線の変更につき議決を求めることについて……………	21
議第 83 号	令和3年度草津市水道事業利益積立金の目的外使用について……………	24

議第70号

令和2年度草津市水道事業会計利益の処分および決算の認定について

上記の議案を提出する。

令和3年9月2日

草津市長 橋 川 涉

令和2年度草津市水道事業会計利益の処分および決算の認定について

令和2年度に生じた草津市水道事業会計の利益の処分について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき議決を求めるとともに、令和2年度草津市水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定に基づき別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

記

令和2年度水道事業会計決算書

議第71号

令和2年度草津市下水道事業会計利益の処分および決算の認定について

上記の議案を提出する。

令和3年9月2日

草津市長 橋 川 涉

令和2年度草津市下水道事業会計利益の処分および決算の認定について

令和2年度に生じた草津市下水道事業会計の利益の処分について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき議決を求めるとともに、令和2年度草津市下水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定に基づき別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

記

令和2年度下水道事業会計決算書

議第77号

草津市個人情報保護条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年9月2日

草津市長 橋 川 涉

草津市個人情報保護条例の一部を改正する条例

草津市個人情報保護条例（平成18年草津市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第35条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第78号

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年9月2日

草津市長 橋 川 涉

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

草津市附属機関設置条例（平成25年草津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1名称の欄中「草津市産業振興計画審議会」を「草津市産業振興審議会」に改め、同表担当事務の欄中「草津市産業振興計画」を「（仮称）草津市産業振興条例案に規定すべき事項ならびに草津市産業振興計画」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の第2条第1項の規定により設置された草津市産業振興計画審議会は、改正後の第2条第1項の規定により設置する草津市産業振興審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

議第79号

草津市立幼稚園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年9月2日

草津市長 橋 川 涉

草津市立幼稚園条例の一部を改正する条例

草津市立幼稚園条例（昭和30年草津市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「草津市立矢倉幼稚園」を「草津市立矢倉こども園」に改める。

第4条第1項中「もの（以下「幼稚園型認定こども園」という。）」を「幼稚園型認定こども園」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第10条第1項中「290人」を「320人」に、「403人」を「383人」に、「447人」を「417人」に改める。

第11条の表中「矢倉幼稚園」を「矢倉こども園」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議第80号

草津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年9月2日

草津市長 橋 川 涉

草津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項第1号に規定する地区計画の区域内における建築物に関する制限を定めることにより、当該区域における適正な都市機能および健全な都市環境を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法および建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の例による。

(適用区域)

第3条 この条例は、別表第1に掲げる法第68条の2第1項に規定する地区整備計画が定められている区域（以下「地区整備計画区域」という。）内の建築物またはその敷地に適用する。

(建築物の用途の制限)

第4条 地区整備計画区域内における建築物の用途は、別表第2の建築物の用途の制限の項に掲げる制限に適合するものでなければならない。

(建築物の容積率の最高限度)

第5条 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合は、別表第2の建築物の容積率の最高限度の項に掲げる数値以下でなければならない。

(建築物の建蔽率の最高限度)

第6条 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、別表第2の建築物の建蔽率の最高限度の項に掲げる数値以下でなければならない。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第7条 建築物の敷地面積は、別表第2の建築物の敷地面積の最低限度の項に掲げる数値以上でなければならない。

2 前項の規定の施行または適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないものまたは現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、同項の規定は適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前項の規定の改正後の同項の規定の施行または適用の際、当該規定に相当する従前の規定に違反している建築物の敷地または所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に相当する従前の規定に違反することとなる土地

(2) 前項の規定に適合するに至った建築物の敷地または所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

(壁面の位置の制限)

第8条 建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から道路境界線または隣地境界線までの距離は、別表第2の壁面の位置の制限の項に掲げる数値以上でなければならない。

(建築物の高さの最高限度)

第9条 建築物の高さは、別表第2の建築物の高さの最高限度の項に掲げる数値以下でなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めて許可した場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、草津市景観条例（平成24年草津市条例第8号）に規定する草津市景観審議会に諮問しなければならない。

3 第1項に規定する建築物の高さの算定については、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは当該建築物の高さに算入しない。

(建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合の措置)

第10条 建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合における第4条および第7条第1項の規定の適用については、その敷地の過半が地区整備計画区域に属するときは、当該建築物またはその敷地の全部について、これらの規定を適用する。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第11条 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築または改築をする場合においては、法第3条第3項第3号および第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は、適用しない。

(1) 増築または改築が基準時（法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第4条の規定（同条の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下この項において同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築または改築後におけ

る延べ面積および建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ第5条および第6条の規定に適合すること。

- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (3) 増築後の第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (4) 第4条の規定に適合しない事由が原動機の出力量、機械の台数または容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力量、台数または容量の合計は、基準時におけるそれらの出力量、台数または容量の合計の1.2倍を超えないこと。

2 法第3条第2項の規定により、第4条、第5条、第6条、第8条または第9条第1項の規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕または大規模の模様替えをする場合においては、法第3条第3項第3号および第4号の規定にかかわらず、第4条、第5条、第6条、第8条または第9条第1項の規定は、適用しない。

(公益上必要な建築物の特例)

第12条 この条例の規定は、市長が公益上必要な建築物で用途上または構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、その許可の範囲内において適用しない。

2 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、草津市都市計画審議会条例(昭和44年草津市条例第28号)に規定する草津市都市計画審議会に諮問しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条または第7条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主(建築物を建築した後において、当該建築物の敷地を分割したことにより第7条第1項の規定に違反した場合においては、当該建築物の敷地の所有者、管理者または占有者)
- (2) 第5条、第6条、第8条または第9条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、または設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)
- (3) 法第87条第2項において準用する第4条の規定に違反した場合における当該建築物の

所有者、管理者または占有者

- 2 前項第2号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者または工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。
- 3 法人の代表者または法人もしくは個人の代理人、使用人その他の従業者がその法人または個人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人または個人に対して第1項の罰金刑を科する。ただし、法人の代表者または法人もしくは個人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意および監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人または個人については、この限りでない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(草津市手数料条例の一部改正)

- 2 草津市手数料条例（昭和53年草津市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1 4項に次の2号を加える。

(56) 草津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和3年草津市条例第号）第9条第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さの最高限度の許可の申請に対する審査

建築物の高さの許可申請手数料 1件につき160,000円

(57) 草津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第12条第1項の規定に基づく公益上必要な建築物の特例許可の申請に対する審査

公益上必要な建築物の特例許可申請手数料 1件につき160,000円

別表第1（第3条関係）

名称	区域
下物町地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された大津湖南都市計画下物町地区計画において地区整備計画が定められている区域

別表第2（第4条—第9条関係）

下物町地区整備計画区域

制限の項目	制限の内容
建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 法別表第2(ほ)項に掲げる建築物 (2) 地域再生法(平成17年法律第24号)第17条の17第3項第2号に掲げる集落福利等施設のうち商業施設以外の建築物
建築物の容積率の最高限度	10分の20
建築物の建蔽率の最高限度	10分の6
建築物の敷地面積の最低限度	500平方メートル
壁面の位置の制限	建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から道路境界線または隣地境界線までの距離は、2メートル以上とする。
建築物の高さの最高限度	13メートル

議第81号

市道路線の認定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和3年9月2日

草津市長 橋 川 涉

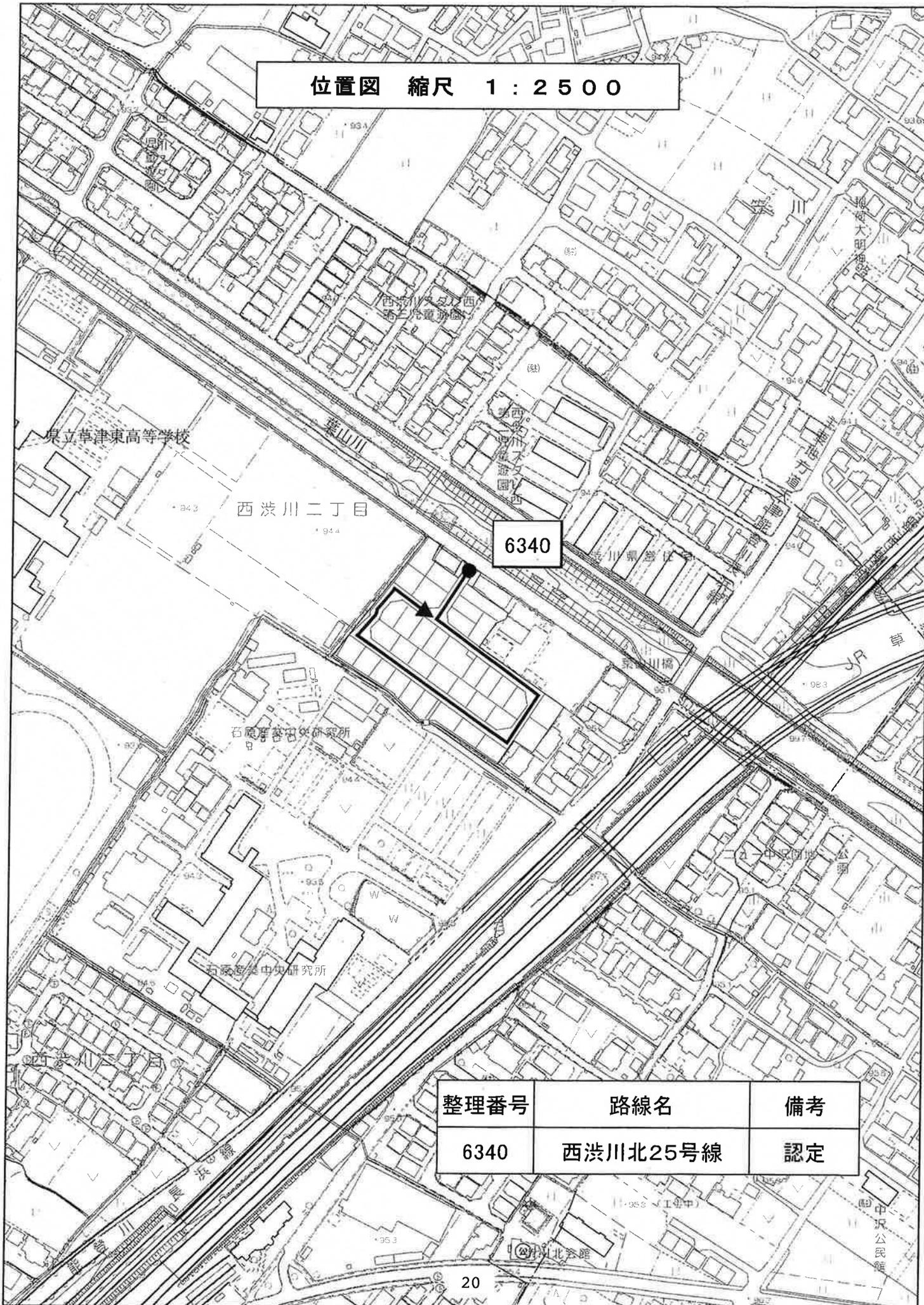
市道路線の認定につき議決を求めることについて

次のように市道路線を認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

整理番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
6340	西渋川北25号線	草津市西渋川二丁目字六反田	
		草津市西渋川二丁目字六反田	

位置図 縮尺 1 : 2 5 0 0



整理番号	路線名	備考
6340	西洪川北25号線	認定

議第82号

市道路線の変更につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和3年9月2日

草津市長 橋 川 涉

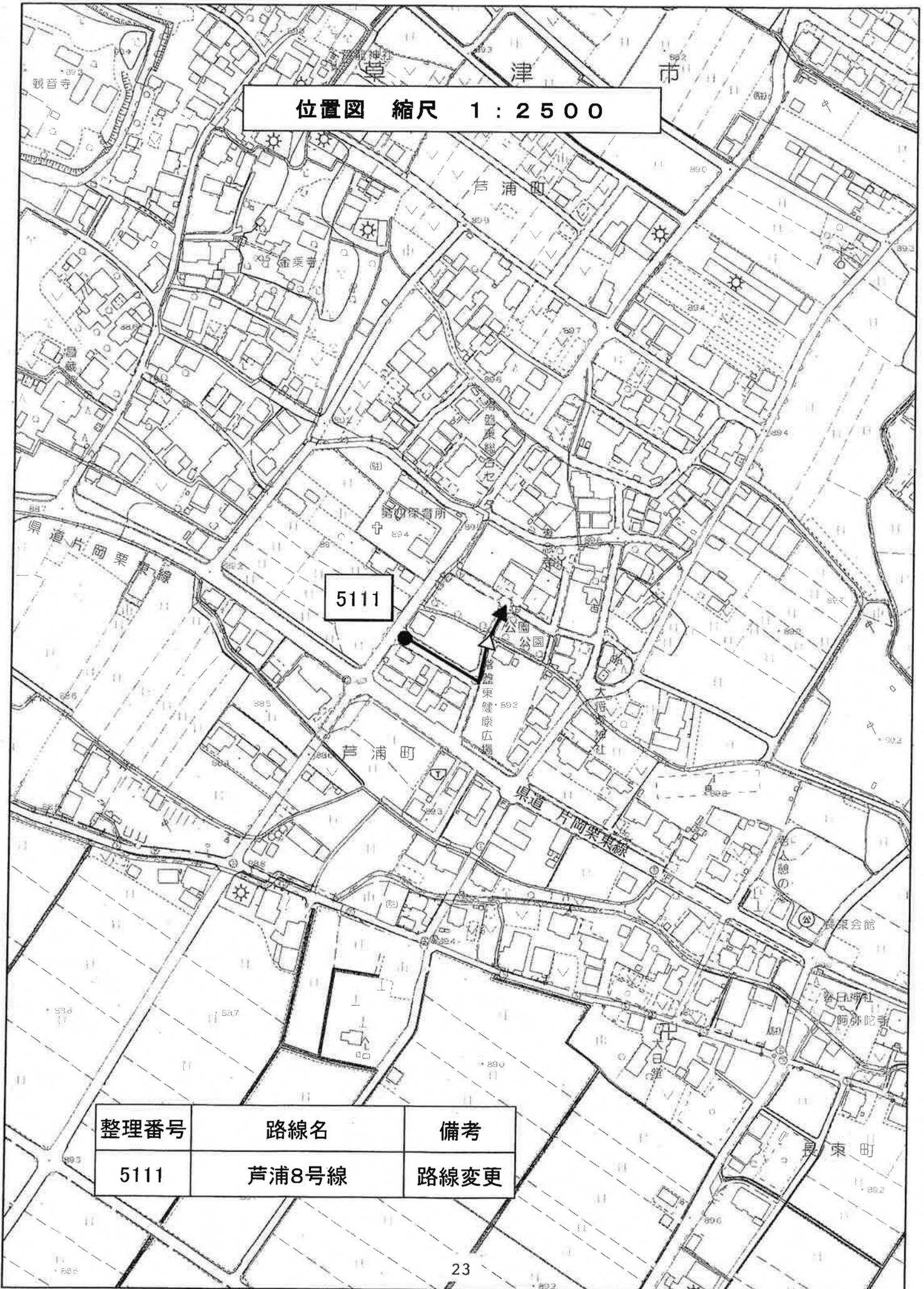
市道路線の変更につき議決を求めることについて

次のように市道路線を変更することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

整理番号	路線名	変更後、変更前の起点・終点			重要な経過地
			起点	終点	
5111	芦浦8号線	変更後	起点	草津市芦浦町字大尽	
			終点	草津市芦浦町字尺ノ前	
		変更前	起点	草津市芦浦町字大尽	
			終点	草津市芦浦町字大尽	

位置図 縮尺 1 : 2 5 0 0



整理番号	路線名	備考
5111	芦浦8号線	路線変更

議第83号

令和3年度草津市水道事業利益積立金の目的外使用について

上記の議案を提出する。

令和3年9月2日

草津市長 橋 川 涉

令和3年度草津市水道事業利益積立金の目的外使用について

令和3年度草津市水道事業利益積立金のうち203,140,229円を取り崩し、建設改良積立金に積み立てることにつき、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第24条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。